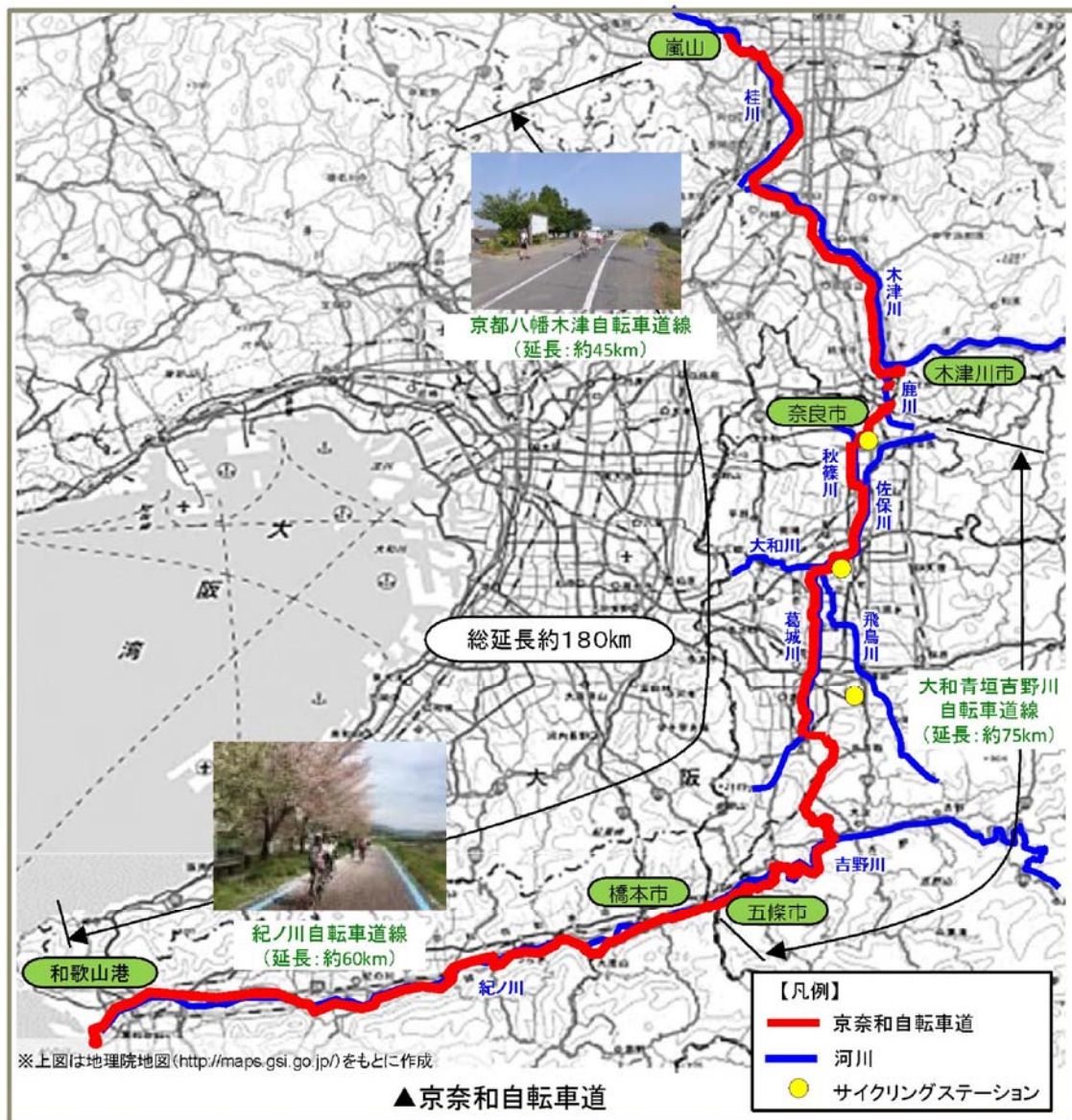


巻末資料

巻末資料1 サイクルツーリズムの取組(京奈和自転車道)

◆京奈和自転車道のルート

- 京奈和自転車道は京都府の嵐山から和歌山県の和歌山港を結ぶ約180kmの広域サイクルルート
- 京都府域の京都八幡木津自転車道線、和歌山県内の紀ノ川自転車道線と接続し、県内は、大規模自転車道や河川堤防など既存ストックを活用した、奈良市～五條市を結ぶ延長約75km



❖ サイクルツーリズムの取組状況

■ 快適で安全安心にサイクリングができる環境の整備

○ ルート案内サインの整備

- ・ 自転車歩行者専用道路：案内誘導サイン（ルート名称等）、注意喚起サイン、ブルーライン
- ・ その他の道路：案内誘導サイン（ルート名称等）、注意喚起サイン、矢羽根型路面表示



案内誘導サイン（ルート名称等）、注意喚起サイン、ブルーライン



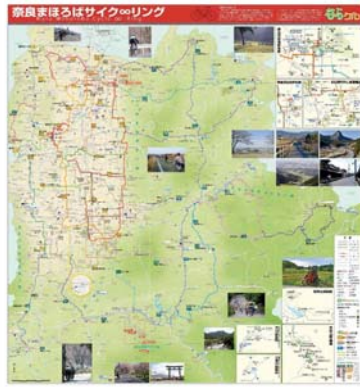
矢羽根型路面表示

■ サイクルツーリズム推進のための取組

- 自転車利用者の周遊観光拠点として、サイクルステーション（3箇所）を整備
- 自転車の休憩所（194施設*）とサイクリストにやさしい宿（60施設*）を認定
- 自転車利用情報を掲載した自転車案内サイトを運営（約103千人/年が閲覧）
- 奈良まほろばサイク∞リングルートマップを作成（合計印刷部数：約13万部）

※令和元年10月末時点

▼ 奈良まほろばサイク∞リングルート



▼ サイクリングステーション（県立橿原公苑）



▼ 奈良県自転車利用総合案内サイト



巻末資料2 自転車活用推進法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。

4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得よう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得よう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係者の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、公共交通に関する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。



第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針

第八条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し
- 三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備
- 四 自転車競技のための施設の整備
- 五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- 九 自転車の活用による国民の健康の保持増進
- 十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- 十一 自転車と公共交通機関との連携の促進
- 十二 災害時における自転車の有効活用に関する体制の整備
- 十三 自転車を活用した国際交流の促進
- 十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

第三章 自転車活用推進計画等

（自転車活用推進計画）

第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

（都道府県自転車活用推進計画）

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（市町村自転車活用推進計画）

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 自転車活用推進本部

(設置及び所掌事務)

第十二条 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部（次項及び次条において「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

(組織等)

第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

2 本部長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務大臣
- 二 文部科学大臣
- 三 厚生労働大臣
- 四 経済産業大臣
- 五 環境大臣
- 六 内閣官房長官
- 七 国家公安委員会委員長

八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国務大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(自転車の日及び自転車月間)

第十四条 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(表彰)

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法制上の措置)

第二条 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(自転車道の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「市町村である」及び「市町村道であつて」を削り、同条第二項中「市町村である」を削る。

(国土交通省設置法の一部改正)

第五条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。

第四条第一項第百十七号の次に次の一号を加える。

百十七の二 自転車活用推進計画（自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第九条第一項に規定する自転車活用推進計画をいう。）の作成及び推進に関すること。

第二十七条第二項中「小笠原総合事務所」を「小笠原総合事務所
自転車活用推進本部」に改める。

第三章第三節中第二十九条の二を第二十九条の三とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

(自転車活用推進本部)

第二十九条の二 自転車活用推進本部については、自転車活用推進法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。



巻末資料3 奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十七号

奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県及び自転車所有者等の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一条第一項第十二号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車所有者等 自転車の所有者又は自転車の所有者がその利用者でない場合にあっては、その利用者をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 交通安全団体 交通安全に関する啓発等の活動を行う団体をいう。
- 五 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 六 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 七 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 八 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(県の責務)

第三条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互に連携を図りながら協力し、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 県は、道路管理者として、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道等の整備に関する事業を推進するものとする。

(自転車所有者等の責務)

第四条 自転車所有者等は、自転車が車両であることを認識し、関係法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車所有者等は、自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

(県民の役割)

第五条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(交通安全団体の役割)

第七条 交通安全団体は、関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 交通安全団体は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民に対する自転車交通安全教育)



第八条 県は、県民に対し、自転車等の安全で適正な利用の促進に関する交通安全教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における自転車交通安全教育)

第九条 学校の長は、児童、生徒又は学生に対し、自転車を安全で適正に利用することができるように、その発達段階に応じた交通安全教育の推進に努めなければならない。

(保護者による自転車交通安全教育)

第十条 保護者は、監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるように、必要な交通安全教育の実施に努めなければならない。

(事業者による自転車交通安全教育)

第十一条 事業者は、従業者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるように、研修の実施及び情報の提供に努めなければならない。

(自転車の点検及び整備)

第十二条 自転車所有者等及び自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)その他の自転車を事業の用に供する者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うものとする。

2 保護者は、監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うものとする。

(高齢者の乗車用ヘルメットの着用)

第十三条 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下同じ。)は、乗車用ヘルメットの着用が生命及び身体の被害の防止等に有用であることを踏まえ、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。

2 高齢者の家族等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等の加入等)

第十四条 自転車の所有者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

2 自転車の利用者(未成年者を除く。)は、前項の規定による所有者の自転車損害賠償責任保険等により、自らの利用に係る損害を填補することができない場合にあっては、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

3 保護者は、監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損

害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 事業者は、事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

5 自転車貸付業者は、貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないものとし、その借受人に対しては、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するように努めなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、自転車損害賠償責任保険等に加入することを要しない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第十五条 自転車の小売りを業とする者(以下「自転車小売業者」という。)は、自転車を販売するとき、当該自転車を購入する者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の場合において、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入に関する情報を提供するように努めなければならない。

3 事業者は、従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(情報の提供等)

第十六条 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、



自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 自転車貸付業者及び自転車小売業者は、自転車の借受人及び自転車購入者に対し、安全に利用できる自転車の選択等の助言等、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供及び助言を行うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十五条までの規定は、令和二年四月一日から施行する。



**奈良県自転車
活用推進計画**

**令和2年(2020年)3月
奈良県**
